

金融市場NOW

EUがIT大手企業の監視を強化

個人情報やプラットフォーム利用者ユーザーの保護を強化

- ▶ EU（欧州連合）が、プライバシー等個人の権利の保護や寡占化が進むデジタル市場での公正な競争確保の取り組みを強化。
- ▶ 当動きはプラットフォームの管理コストの増加をもたらす可能性も。行き過ぎた規制はIT技術革新を阻害するとの見方も。
- EUがIT大手企業への監視の強化に乗り出しています。背景にはデジタル市場での寡占化を防ぎ、公正な競争を確保すると共に、プライバシー等個人の権利の保護を強化する目的があるとされています。4月26日、EUの執行機関である欧州委員会は加盟国と欧州議会に規制案を提案しました。50人以上を雇用して売上高が1,000万ユーロ（約13億円）以上の、外部の企業にインターネット上のプラットフォーム（基盤）を提供しているプラットフォームと呼ばれる企業が対象となります。本社所在地の有無にかかわらず、提供するサービスを使用する相手がEU域内に居住していれば対象となります。新規制案では、プラットフォームが守らなければならないEUレベルのルールが明確化されます。たとえば、ネット検索ランキングで取引先企業の商品やサービスの順位をつける場合、その評価基準などを情報開示するよう義務付けられます。偽ニュース対策の強化もプラットフォームに求められます。新規制案は早ければ2019年に承認される可能性があります。
- 5月25日からは、検索履歴等を活用して個人の好み等を特定する「プロファイリング」と呼ばれる手法に対して異議申し立てが出来る権利を盛り込んだ「一般データ保護規則（GDPR）」の適用が始まります。これらの動きはプラットフォームの管理コストの増加やユーザーの減少をもたらす可能性もあります。尚、規制が行き過ぎると投資・研究意欲を後退させ、IT分野の技術革新を妨げる恐れがあるとの指摘もあります。

図表1：EUが検討するプラットフォーム規制案

対企業
<ul style="list-style-type: none"> ・ 一方的・不公正な取引を規制するため、①検索ランキングにおける評価基準の開示義務付け、②不当な取引を迫られた企業を救済するための苦情処理制度の導入等を行う。
対個人
<ul style="list-style-type: none"> ・ 偽ニュース対策として、7月末までに行動規範を作り、自主規制を強めるように要求。年末までに偽ニュースが減らない場合には法規制導入も検討する。

図表2：GDPRの概要

GDPRとは
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「一般データ保護規則（General Data Protection Regulation）」の略称で、欧州経済領域（EEA=EU加盟28カ国およびノルウェー等31カ国）の個人データ保護を目的とした管理規則で、2018年5月25日から適用が開始される。 ・ 違反企業に対して厳しい罰則が定められている。個人データの取り扱いに関し適正な管理が行われていなかった場合には、最大で当該企業の全世界年間売上高の4%以下または2千万ユーロ（約26億円）以下のいずれか高い方が制裁金として課される（個人情報の扱いに違法性が認められる場合等は更に重い制裁金が課される）。組織の規模、公的機関、非営利団体等関係なく原則として対象となる。 ・ EEA内に支店や現地法人などが無くても、EEA所在者の個人データをネット取引等でやり取りする場合は対象となる（日本企業も対象となる可能性がある）。

出所) 図表1、2は欧州委員会公表資料等各種情報をもとにニッセイアセットマネジメントが作成

【当資料に関する留意点】

- 当資料は、市場環境に関する情報の提供を目的として、ニッセイアセットマネジメントが作成したものであり、特定の有価証券等の勧誘を目的とするものではありません。また、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。実際の投資等に係る最終的な決定はご自身で判断してください。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料のいかなる内容も将来の市場環境等を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 当資料に投資信託のグラフ・数値等が記載される場合、それらはあくまでも過去の実績またはシミュレーションであり、将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。
- 投資信託は投資する有価証券の価格の変動等により損失を生じるおそれがあります。
- 投資信託の手数料や報酬等の種類ごとの金額及びその合計額については、具体的な商品を勧誘するものではないので、表示することができません。

<設定・運用>



ニッセイアセットマネジメント株式会社

商号等：ニッセイアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者

関東財務局長（金商）第369号

加入協会：一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>